

松田町LED防犯灯ESCO事業
提案募集要項

平成26年4月

神奈川県松田町

1 募集の趣旨

松田町は、豊かな自然と古くから交通の要衝として栄えた歴史あり、良好な自然景観の保全と快適な生活環境の確保を、まちづくりの基本理念としています。

また、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所等の発電施設の被害や猛暑・厳冬による消費電力の増加などから、より一層の節電対策（省エネルギー・地球温暖化防止対策など）について積極的に取り組んでおります。

本町には、現在約1,200灯の防犯灯が設置されており、管理は自治会が行っています。町は電気料金を負担し、また、自治会に対しては、灯具交換や補修に係る費用を助成しています。町では、毎年自治会の申請に基づき、防犯灯の付け替えを行っておりますが、老朽化している器具も増えてきたことから自治会の負担や手間も増加していることが大きな課題であります。

本事業では、自治会で管理している防犯灯を一斉にLED灯に更新し、省エネルギー化の推進による環境負荷の低減や光熱費の効果的な削減を図ることを一つの目的としています。また、民間事業者から、優れたノウハウを活かした施工、事業資金計画、維持管理等の一括提案（以下「ESCO事業」という。）を受けるため、公募を行い、本町にとって最も優れていると考えられるESCO事業提案を選定します。

なお、最も優れているESCO事業提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本町との間でESCO事業契約の締結に向けて協議し、合意に至った場合、ESCO事業契約を締結し、ESCO事業を実施するものとします。

2 事業概要

(1) 事業名称

松田町LED防犯灯ESCO事業

(2) 契約方式

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）

(3) 事業内容

事業者は、本町と締結するESCO事業契約に基づき、ESCOサービスを本町に提供するものとします。

ア 提供するESCOサービス

事業者は、本町と締結するESCO事業契約に基づき、自らが行ったESCO事業提案を基に設計・施工したLED防犯灯（以下「ESCO設備」という。）を導入し、ESCO事業契約期間内において、善良なる注意義務をもってESCO設備の維持管理を含むESCOサービスを提供するものとします。

イ ESCO事業契約終了後のESCO設備の取り扱い

事業者は、ESCO事業契約期間終了後、ESCO設備の所有権を本町に無償で譲渡するものとします。

ウ その他

事業者は、防犯灯の製品並びに工事等においては、町内業者を活用し、地域への経済波及効果を図ることとします。

(4) 事業場所

ア 施設名 防犯灯（約1,200灯）

イ 所在地 松田町全域

(5) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。

ア ESCO設備に関する設計、施工、施工監理およびその関連業務

イ ESCO設備の工事に関連する全ての手続き業務およびその関連業務

ウ ESCO事業契約期間内におけるESCO設備の維持管理業務

エ ESCO事業契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務

オ ESCO事業契約期間内におけるエネルギー削減の保証業務

カ ESCO事業契約期間終了後のESCO設備の所有権移転業務

(6) 契約期間等

下記の事業スケジュール（予定）で事業を行います。

- | | | |
|---|----------------|--|
| ア | ESCO事業契約の契約締結 | 平成26年6月中旬（予定） |
| イ | ESCO設備の設計・工事期間 | 契約締結日から
平成26年9月30日まで |
| ウ | ESCOサービス提供機関 | 平成26年10月1日から
平成36年9月30日まで
(10年間) |

3 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は、E S C O事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。グループで応募する場合は、事業を担う代表者1社を選定してください。

イ 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の担当役割を明確にしてください。

ウ 応募者は、応募を含むそれ以降のE S C O事業提案に係る諸手続およびE S C O事業契約等にかかる諸手続を行うこととします。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとします。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

ア 応募者は、後述「9参加表明時提出書類」、「10 E S C O事業提案提出書類」に示す提出書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。

ウ 応募者は、E S C O設備導入後のエネルギー削減量および削減金額を計測・検証することができる者であること。

エ 応募者は、経営等の状況が良好であること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 本募集要項の公告の日から提案書提出までの期間に、国、県、町において指名停止の措置を受けている者

ウ 本募集要項の公告の日から提案書提出までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者

オ 松田町暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第7条の規定に該当する者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者または申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者または更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

ク 最近1年間の国税および地方税等を滞納している者

ケ 応募者または応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

（4）町内業者の活用

応募者は、防犯灯の製品ならびに工事等においては、可能な限り町内業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果を図ること。

（5）応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。

イ 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、原則として提出書類は返却しません。また、本町は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

ウ 特許権

E S C O事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとします。

エ 本町からの提供資料の取り扱い

本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つのE S C O事業提案しか行うことができません。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行い、本町がこれを認めた場合はこの限りではありません。

ク 提出書類の変更の禁止

一旦提出した書類の変更はできません。なお、提出書類について参考資料を求めることがあります。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書または事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書または事業提案書を無効とします。

コ E S C O事業提案の中止

参加表明書およびE S C O事業提案の応募者が1社であった場合は、E S C O事業提案募集を中止することがあります。E S C O事業提案募集を中止する場合は、本町より、参加表明およびE S C O事業提案があった応募者に通知するものとします。なお、E S C O事業提案募集が中止になった場合でも応募に関するすべての書類の作成および提出に係った費用は応募者の負担とし、本町は応募者に対していかなる責任を負わないものとします。

4 E S C O事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「3応募条件」で定める資格要件を満足する者としてします。

(2) 応募資格要件の確認および提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、応募者に対しE S C O事業提案を文書で要請します。

(3) 最優秀提案および優秀提案の選定

「松田町LED防犯灯E S C O事業プロポーザル選定委員会設置要綱」に規定される「松田町LED防犯灯E S C O事業プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、選考過程を経てE S C O事業提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、次点の優秀提案を1件選定します。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、E S C O事業計画書の作成お

よび事業契約を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとします。なお、この際の協議は優先交渉権者が行ったE S C O事業提案の範囲内で行われるものとします。また、優秀提案をした者を次選交渉権者とします。

(5) 事業者の選定および契約

本町は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合にE S C O事業契約の契約を締結します。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行うことがあります。

(6) 事務局

E S C O事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地
松田町庶務課

電 話 0465-83-1221 内線325

F A X 0465-83-1229

メール syoubou@town.matsuda.kanagawa.jp

5 ESCO事業スケジュール

(1) 日程

ESCO事業は、次の日程（予定）で行います。

<内容期日>

①募集要項の配布	平成26年4月18日（金）から
②募集要項に関する質問受付	平成26年4月28日（月）まで
③質問の回答	平成26年5月1日（木）
④参加表明書および資格確認書の受付	
提案要請書の通知	平成26年5月12日（月）まで
⑤提案書の受付	平成26年5月26日（月）まで
⑥プレゼンテーション、選考	平成26年6月初旬
⑦最優秀提案の選定、結果通知	平成26年6月初旬
⑧詳細協議、事業計画書作成	平成26年6月初旬から6月下旬
⑨契約締結	平成26年6月下旬
⑩調査、設計、工事期間	契約締結日から平成26年8月末
⑪確認、申請等	平成26年9月上旬から中旬
⑫サービス開始	平成26年10月1日（水）から

(2) ESCO事業提案募集の手続き

ア 募集要項の配布

募集要項は、かながわ電子入札システム 入札情報サービスシステムのインフォメーションおよび本町のホームページにて公表します。

イ 募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行ってください。

(a) 質問の方法

質問は、1問につき質問書（様式第1号）1枚を使用し、事務局に電子メールで提出してください。なお、電話、ファクシミリ、持参等では受け付けません。また、電子メールの送付については、必ず、事務局に連絡してください。

(b) 受付締切日時

平成26年4月28日（月）午後5時15分まで（町受信時刻）

(c) 回答

回答は、全社メールで回答するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとしします。

(3) 参加表明書および資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書および資格確認書類を作成し、事務局へ持参してく

ださい。

ア 受付締切日時

平成26年5月12日（月）午後5時15分まで（町受信時刻）

イ 提出書類

後述「9参加表明時提出書類・作成要領」によります。

※ 詳細は別添1「松田町LED防犯灯ESCO事業提案書類様式」のとおり。

(4) 提案要請の通知

ESCO事業提案要請については、参加表明書および資格確認書類を確認した後に通知します。

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本町が提供する「11配布資料」に示す資料を基に後述「10ESCO事業提案提出書類・作成要領」に従い、ESCO事業提案提出書類を作成し、事務局へ持参してください。

ア 受付期間

平成26年5月26日（月）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※ただし、土日・祝日は除く。

イ 提出書類

後述「10ESCO事業提案提出書類・作成要領」によるものとします。

※ 詳細は別添1「松田町LED防犯灯ESCO事業提案書類様式」のとおり。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、ESCO事業提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第7号）を1部、事務局に持参または郵送で提出してください。

6 審査および審査結果の通知

(1) 審査

E S C O事業提案の審査は、以下の要領で行います。なお、詳細は「松田町LED防犯灯E S C O事業提案審査要領」によります。選定委員会は、「企業概要」、「環境面」、「財政面」、「技術面」、「総合面」などから、総合的にE S C O事業提案の審査を行います。

(2) 審査結果の通知および公表

- ア 審査結果は、文書で通知するものとします。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- ウ 審査結果を講評としてまとめ、本町のホームページで公表します。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 期限までに書類が提出されない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合

7 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、E S C O事業提案提出書類を作成するものとします。

(1) 事業の遂行

ア 平成26年9月30日までにE S C O設備を設置し、平成26年10月1日からE S C Oサービスを提供すること。ただし、設置からサービス提供までの間、地域住民の防犯を確保するよう対策を講じ、この費用は応募者で負担すること。

イ 前述「2事業概要」に示す業務を確実に行うこと。

(2) 事業資金計画等

事業者は、E S C O事業提案するE S C O設備に要する費用の全額を負担し、本町は、地方自治法第214条に基づき債務負担行為を設定し、本事業に必要なE S C Oサービス料をE S C O事業契約期間にわたり毎年支払うものとします。

(3) 設計・施工・維持管理に関する事項

次に示す施設概要データのほか、後述「1.1配布資料」に示される資料を参考に、E S C O設備に関する省エネルギー手法とその省エネルギー性能、施工費用、光熱費削減額および維持管理費削減額、計測・検証手法を示すE S C O事業提案書を作成してください。事業実施にあたっては、既に設置の施設・設備を有効活用することを原則とします。

<施設概要データ>

- ・施設名：防犯灯
- ・所在地：松田町全域
- ・灯数：約1,200灯

(4) ベースラインおよび削減保証額の設定

ア ベースラインの設定

応募者は、本町から提供される光熱費および維持管理費を各社統一の改修計画の基礎となる応募時ベースラインとしてください。

イ 削減予定額ならびに削減保証額の設定

(a) 応募者は、E S C O事業提案の内容に従い計算方法を明示したうえで、E S C O設備導入後の光熱費削減額および維持管理費削減額を算出するものとし、これを「削減予定額」とします。

(b) 最低限保証する「削減保証額」は、必ずE S C Oサービス料を上回るように設定しなければなりません。

(c) 「削減予定額」からE S C Oサービス料を減じたものを「本町の利益」とし、「削減保証額」からE S C Oサービス料を減じたものを「本

町の保証利益」とします。

(5) E S C Oサービス料の支払い等

ア サービス料支払期間

優先交渉権者がE S C O事業提案するE S C O事業契約期間（10年間）とします。

イ 支払方法

(a) 原則、E S C O事業契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、本町と優先交渉権者との協議によるものとします。

(b) 事業者は、以下に示す条件に基づき適正にE S C Oサービス料を算定して、指定された期日までに本町に請求書を送付するものとします。

ウ E S C Oサービス料の総支払額

E S C Oサービス料の総支払額は、E S C O事業契約期間中の元金相当費用と、金利および事業者の利益を加えた額とします。なお、E S C O事業提案からE S C O事業契約までの期間中に、物価等について著しい変動が発生した場合には、本町と事業者が協議のうえ、額を見直すことができます。

エ E S C Oサービス料に係る債権の取り扱い

E S C Oサービス料に係る債権は、譲渡または担保にすることができません。

(6) E S C O事業計画書の作成

優先交渉権者は、E S C O事業の契約締結までに本町と詳細協議を行い、E S C O事業提案書の内容を含めた「E S C O事業計画書」を作成するものとします。E S C O事業提案書とE S C O事業計画書の内容が大きく乖離し、協議が整わない場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがあります。

(7) その他

この要項に定めることのほか、E S C O事業提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

8 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

ア 事業者は、E S C O事業計画書、本募集要項、配付資料およびE S C O事業契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本町と事業者の両方で誠意をもって協議することとします。

(2) E S C O事業契約期間中の事業者と本町の関わり

ア E S C O事業は、事業者の責により遂行され、本町はE S C O事業契約に定められた方法により、E S C O事業の実施状況について確認を行います。

イ E S C O事業契約期間中における町民からの防犯灯の修繕依頼については、基本的に本町が受け付けるものとし、本町より事業者へ修繕依頼を行います。

(3) 本町と事業者との責任分担

ア 基本的考え方

E S C O事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければなりません。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

イ 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者の責任分担は、原則として別添2「松田町LED防犯灯E S C O事業予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえでE S C O事業提案を行うものとし、なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとし、

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

E S C O事業契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、E S C O事業契約書において定めるものとし、

9 参加表明時提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじたものを2部（正1部、副1部）提出してください。

- ア 参加表明書（様式第2号）
- イ グループ構成表（様式第3号）
- ウ 履行保証書（様式第4号）
- エ 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）
- オ 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）
- カ 納税証明書（最新決算年度のもの）
- キ 財務諸表（過去3年分のもの、写し可）
- ク 会社概要（様式第5号の1～第5号の4）
- ケ 特定建設業の許可証明書（写し可）
- コ E S C O関連事業実績一覧表（様式第6号）
- サ 各資格者免許証の写し
- シ 監理技術者免許証の写し
- ス 暴力団排除に関する誓約書（様式第18号）
- ※ ア～ク、およびコについては構成員全て、グループの場合は、ケは建設役割が提出してください。

(2) 作成要領

- ア 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。
- イ グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にしてください。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付してください。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出してください。
- ウ 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができます。
- エ 印鑑証明書
所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

オ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとしたもの。

カ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつとしたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出してください。

キ 財務諸表

過去3年分の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表をとじたもの。なお、写しでも可とします。また、ESCO事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付してください。

ク 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部としたもの。

- (a) 設立年、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式第5号の1）
- (b) 企業状況表（様式第5号の2）
- (c) 有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）
- (d) 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）

その他、ESCO事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付してください。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めます。

ケ 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条に規定する「特定建設業」、またはこれに類する許可証明書を提出してください。なお、写しでも可とします。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示してください。

コ ESCO関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出してください。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めることができます。

- ・事業件名契約書上の正確な名称を記載すること。
- ・発注者発注者名を記入すること。
- ・受注形態「単独」または「グループ」の別を記入すること。
- ・契約金額消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（単位千円）

- ・ 契約年月日契約締結日を記入すること。
- ・ 契約期間契約始期および終期を記入すること。
- ・ 施投概要施設の主な用途、構造・規模面積、工事完了年月を記入すること。
- ・ 主な契約内容対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングスまたはシェアード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無を明記すること。

サ 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

シ 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

ス 暴力団排除条例に関する誓約書

様式に従い記入してください。

10 ESCO事業提案提出書類・作成要領

(1) ESCO事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルにとじたものを15部(正1部、副14部)提出してください。

- ア 提案書提出届(様式第8号)
- イ 提案書類表紙の記載方法(様式第9号)
- ウ 提案書類の体裁(様式第10号)
- エ 提案総括表(様式第11号の1、第11号の2)
- オ 使用機器提案書(様式第12号)
- カ 事業資金計画表(様式第13号の1～第13号の4)
- キ 維持管理等提案書(様式第14号の1～第14号の2)
- ク 工事中の対応・廃棄計画書(様式第15号)
- ケ 計測・検証計画書(様式第16号)
- コ 契約終了後の対応(様式第17号)

(2) 作成要領

ア 一般的事項

- (a) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きとします。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一してください。
- (b) 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはなりません。
- (c) 提案書提出届(様式第8号)により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提出書類表紙(様式第9号)をそれぞれ付し、A4縦長ファイルにとじたもので提出してください。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込んでください。

(d) エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行ってください。

- イ 提案書提出届(様式第8号)
- ウ 提案書類表紙の記載方法(様式第9号)
- エ 提案書類の体裁(様式第10号)
- オ 提案総括表(様式第11号の1、第11号の2)

(a) 改修提案項目一覧表(様式第11号の1)

エネルギー種別1次エネルギー換算CO₂排出係数

電気○○○(MJ/kWh) ○○○(kg-CO₂/単位)

省エネルギー改修の項目ごとに光熱費削減額、維持管理費削減額、年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記載してください。

(b) E S C O事業契約内容提案書（様式第11号の2）

削減予定額、削減保証額、E S C Oサービス料、E S C O事業契約期間について記載してください。

カ 使用機器提案書（様式第12号）

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載してください。

キ 事業資金計画表（様式第13号の1～第13号の4）

(a) 事業収支計画書（様式第13号の1）

契約期間中における、本町の事業全体に関する収支計画を作成してください。（用紙はA3版横書き）

(b) 事業者収支計画書（様式第13号の2）

E S C O事業契約期間中の事業収支（事業者分）について記載してください。（用紙はA3版横書き）

(c) 資金計画書（様式第13号の3）

資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法として検討している事項を記入してください。

(d) 工事予算等経費計画書（様式第13号の4）

初期投資に係る費用を記入の上、内訳を添付してください。なお、詳細協議（防犯灯設置調査費）には、E S C O事業計画書作成の費用も含めます。

ク 維持管理等提案書（様式第14号の1～第14号の2）

(a) 維持管理計画書（様式第14号の1）

① 維持管理計画

E S C O設備の維持管理業務に関する計画内容を記載してください。また、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せてA4版1枚以内、かつ、1,000字以内で記載してください。

② 維持管理見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。

(b) 緊急時対応提案書（様式第14号の2）

提案の安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法の考え方について記載してください。（A4版1枚以内、1,000字以内で記載）

ケ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第15号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項および品質管理、工事完了期限、E S C O設備の引き渡し、町内業者の活用方法に関する内容を記載してください。また、既存設備撤去後の処理方法について記載してください。（A4版3枚以内、3,000字以内で記載）

コ 計測・検証計画書（様式第16号）

(a) 省エネルギー削減効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示してください。

(b) 計測・検証見積書

毎年要する経費と、その算定根拠を示してください。なお、別途作成する内訳がある場合は添付してください。

(c) その他

計測・検証業務を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載してください。（A4版1枚以内、1,000字以内で記載）

サ 契約終了後の対応（様式第17号）

E S C O事業契約期間終了後の対応、E S C O設備の取り扱いについて記載してください。（A4版1枚以内、1,000字以内で記載）

1.1 配布資料

(1) 配布資料の内容

ESCO事業提案要請書と併せて応募者に配布する資料は、次のとおりとします。

ア 光熱費（電気）の月額料金（平成26年2月分）

イ 維持管理費（平成25年度分）

(2) 配布要領

ア 配布方法

提案要請書と一緒に配布します。

1.2 防犯灯仕様

(1) LED灯仕様

ESCO事業で使用するLED灯については、白色系とし、別添3「松田町LED防犯灯仕様」の同等品もしくは同等品以上としてください。

(2) 灯具仕様

ESCO事業で使用するLED灯の灯具については、耐久性、景観、維持管理等を考慮した灯具としてください。

1.3 工事計画

工事にあたっては、次の事項の基準で実施してください。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本町と協議してください。

(1) 工事の優先順位

ア 既存の街灯で故障が発生した箇所

イ 通学路および通園路の箇所

ウ その他、本町が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

改修するLED灯については、既設の蛍光灯防犯灯を10VAタイプに交換し、その他の防犯灯については、別途協議の上、交換してください。

なお、既設のLED防犯灯も併せて交換し、撤去したLED防犯灯の処分等については別途協議します。

1.4 契約後における防犯灯の新設

事業実施後に新設する防犯灯については、請負業者が管理するものとし、必要な経費については別途協議とします。